

「地域から孤立をなくそう」 配分要領

～包み支え合うソーシャルインクルージョンを目指して～

平成29年7月 20日制定

※下線部_____は、前年度要領からの変更点

1 目的

共同募金の全国共通助成テーマとして「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が平成25年度から掲げられ、誰もが安心して暮らせるインクルーシブな地域を構築するために、地域に根ざした共同募金へと変革することが今後ますます求められてくる。その背景には、生活困窮者自立支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築など、支援に必要なサービスの先駆的開発、インフォーマル分野の充実が急務とされている現状がある。

このような状況の中、本県の共同募金が果たすべき役割は、共同募金改革を確実に進め、上記のような福祉の今日的課題をいち早く捉え、その解決に繋がる事業に積極的に配分していくことである。

共同募金運動は単なる寄付集めのしくみではなく、様々な福祉課題を見いだして県民へ示し、参加性を高めながら解決していくためのたすけあい運動であることを再確認する必要がある。そして、単に福祉事業に配分するだけでなく、様々な取り組みをつないでネットワークを形成する動きにも共同募金が寄与しながら、諸制度の狭間にまで届く活動にも積極的に配分していかなければならない。

共同募金が、福祉課題の解決に欠かせない存在となることを期待し、この配分を実施する。

2 配分内容

(1) 配分年度

平成30年度（30年4月1日～31年3月31日）

(2) 配分対象事業

地域で孤立するおそれのある人（※1）を社会の一員として包み支え合うしくみづくり（ソーシャルインクルージョン）など、今日的な福祉課題に対して様々な角度からアプローチするために、群馬県内において実施する次の事業（複数事業の組み合わせ可能）

- ① 多職種・多分野連携、地域連携等によるネットワーク構築
- ② ニーズ調査、事例研究、新規事業の提案・開発
- ③ ソーシャルインクルージョン等を目的とした先駆的活動及び啓発事業
- ④ ①～③の担い手育成、活動団体の組織基盤強化支援事業

※1：地域で孤立するおそれのある人の例

ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、ドメスティックバイオレンス(DV) 被害者、不登校の子ども、ニート、ひきこもり、ホームレス、生活保護を受けてはいないが経済的に困窮している人、ひとり暮らし高齢者、老老介護を含む介護者、災害により県内・県外に避難している人、地域に暮らす外国人 など

(3) 主な対象経費

- ・申請事業実施にかかる直接経費（謝金、消耗品費、事業に直接使用する備品など）
- ・申請事業実施にかかる間接経費のうち、適切な按分率で申請事業相当分を算出できるもの

(4) 対象外経費

- ・申請法人・団体の組織運営にのみかかると判断される経費
- ・申請事業実施に必要と判断しがたい備品等を購入する経費

(5) 申請者

- ・社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体
- ・市民活動支援センター等中間支援組織（行政委託型のセンターでも運営主体が民間団体であれば申請可能。ただし、申請事業・企画そのものが行政委託であるものは配分対象外とする。）

(6) 配分上限額

総事業費の90%以下（上限50万円）とする。

3 申請方法等

- (1) 申請方法 別に定める所定の申請様式により、本会事務局に提出する（郵送可）。
- (2) 申請締切 平成29年11月30日(木)（本会必着）

4 審査方法等

原則として、配分申請額が20万円以下の場合は書類審査、20万円を超える場合は面接調査または現地調査とする。

5 配分決定

平成30年3月に決定し、各申請者へ通知する。

6 その他

- (1) 平成29年度共同募金配分要領の広域配分または地域配分を申請している法人・団体であっても、異なる事業であれば当配分を申請することができる。
- (2) 東日本大震災の広域避難者を対象とする事業については、中央共同募金会が実施する「タケダ・赤い羽根 広域避難者支援プログラム」に申し込むことで財源を確保することとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、当該配分に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。